

メッキ処理変更に関するお知らせ

近年、地球環境問題に対する取り組みが、各分野でクローズアップされております。

弊社では環境にやさしい製品を皆様方にお届けすべく ISO14001 を取得し、環境問題に取り組んでおります。

その一環として **RoHS 指令** (1) の調査を行い、当社の製品で亜鉛めっき処理が施工されているもの全てにおいて、従来、クロメート処理による 六価クロム の使用を、三価クロム に変更することと致しました。

めっき変更による仕様につきましては、製品表面の色合いが従来品と比べて若干変わりますが、機能面では、まったく変わりません。

めっき処理の変更で目立って変化する製品は、KBC 形コネクタ であります。

従来採用しておりました有色クロメート処理における色目が、三価クロム 処理に置き換えますと同等の色合いを出すのが困難な為、【写真 1】のような色合いになります。

この処置は、2006 年 2 月末までに随時行ってまいります。

今回の変更につきまして、ご理解とご了承いただきます様、宜しくお願い申し上げます。

【写真 1】

変更前

変更後



日本フレックス株式会社
技術部

1 RoHS 指令

【目的】

電気電子機器類に含まれる特定有害化学物質の使用を制限することによって、環境破壊や健康に及ぼす危険を最小化することを意図している。[WEEE](#) (2) を補完する指令である。

【概要】

・電気電子機器類に含まれる有害 6 物質

[水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、ポリ臭化ビフェニール (PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル (PRDE)] を原則として使用禁止とする。

・議論になっている特定化学物質の閾値 (含有限界値) はカドミウムが 0.01% (100ppm)、その他 5 物質が 0.1% (1000ppm) となる見通し。

・すでに国内で規制を導入している加盟国ではそれを維持すること。

また、代替品が未開発の場合、この禁止措置に一連の免除措置が設けられるが、欧州委員会は 2005 年 2 月 13 日までにこの免除措置の見直しを行い、科学技術の進歩に応じて変更を提案する予定。更に、すべての免除措置は、4 年ごとに見直すことになっている。

・2006 年 7 月 1 日以降、EC 市場ではこれら 6 物質を含む電気・電子機器類は実質的に販売できなくなる。

2 WEEE 指令

【目的】

廃家電、廃電子機器を分別収集し、回収量、リサイクル率の向上を促すことにより、電気電子機器の廃棄物の予防・原料と、環境負荷低減に結びつけることを意図している。

【概要】

・EU 各国は、2005 年 8 月 13 日までの 1 年間で、最終所有者から廃品を無料で引き取る制度を導入し、すべての廃棄物の収集、処理、再生、および廃棄の資金調達を製造者に負わせる。

・製造者は、2005 年 8 月 13 日以降に販売された自社製品について個々に資金面の責任を持ち、それ以前に販売された製品から発生する廃棄物のリサイクルには共同で責任を負うことが求められる。

また製造者は法施工以前に販売された廃棄物の処理コストも負担する必要がある。

・加盟国は、2006 年 12 月 31 日までに回収目標値を国民一人当たり年間 4kg とする。

欧州委員会は、2004 年 8 月までにこれらの目標の遵守をモニタリングする規則を定める予定。

・情報技術・電気通信・民生機器の再使用・リサイクル目標は 65%、回収目標は 75% である。

小型家電、照明機器、電気・電子遊具、娯楽機器、医療器具、モニタリング・制御装置については、50% の再使用。

・リサイクル目標および 70% の回収目標を設定している。